

## 特定空家等の略式代執行に係る公告について

有田市では、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告しました。

### 1 対象となる建築物

- (1)所在地 有田市宮崎町1302番地
- (2)用途 旅館
- (3)構造 鉄骨造6階建て
- (4)規模 延床面積 968.31㎡
- (5)附属建物 物置(コンクリートブロック造平屋建て)  
延床面積 9.05㎡



### 2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

- 3 措置の期限までに、当該建築物を撤却すること。

### 3 措置の期限

令和6年4月19日

### 4 動産等の取り扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去・処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、3 措置の期限までに搬出すること。



(対象となる建築物)

----- この件に関するお問い合わせ先 -----

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50  
有田市役所都市整備課  
担当:川原・上野山  
TEL:0737-22-3619 FAX:0737-82-6968  
Email:tosiseibi@city.arida.lg.jp